

令和6年第6回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和6年6月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室1において、第6回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巣 良彦	12番 田中 瞳美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一（欠席）
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 橋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員17名】

20番 井手 信一	21番 内田 光徳	22番 永露 繁
23番 篠原 新一	25番 和佐野やゑみ	26番 井手 峯勝
28番 手嶋 富輿	29番 水城 正則	30番 星野 隆治
31番 満生 直樹	32番 大隅 高博	33番 柳 幹弘
34番 平田 美津子	35番 高良 悟	36番 重光 清士
37番 上野 智実	38番 鬼塚 清明	

（※20番・30番・32番・36番は、代表推進委員。）

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・報告第 3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

- ・議案第 1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第 7号 非農地判断について

4. 本会議の議長

朝倉市農業委員会会長

橋 口 博 幸

5. 本会議の書記

朝倉市農業委員会事務局

松 尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長　日野清宝
事務吏員　渡辺晃
事務吏員　岩切範宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係　森田誠市

(開会　14:00)

8. 議事

議長　ただ今より、令和6年第6回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。

それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）17名であります。

会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議事録署名人に16番畠委員、17番手嶋委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長　事務局。

事務局　（渡辺）議案朗読をもって説明

11ページまで56件ございます。以上、報告いたします。

議長　事務局の説明は終わりました。報告番号1番から56番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

9番挙手

議長　9番窪山委員。

9番　（窪山委員）議案書によると●●●●さんに集約されている。それと●●●●●●●の代表も●●●●さんになっている。こういう場合は、相手の経営状況にもよりますが、どちらか一つにまとめることはできないのでしょうか。過去に、個人的な責任取らなくていいように、会社で登録している。その問題があったときには、それは会社の問題ということになったことがあります。今回、会社と個人の場合と大量に抱えていますので、問題として考えられないのですか。

議長　事務局ですか。農業振興課ですか。

農業振興課挙手

議長　農業振興課。

農業振興課　（森田）今回、この件については、かなりの件数の解約がでました。内容的には、●●●●さんが法人を立ち上げられており、法人の名前が●●●●●●●●さんです。今回は●●●●さんが法人を立ち上げられて、●●●●●●●●で農業の経営を行うにあたって、個人名で貸借していたものを●●●●●●●●と貸借を結びなおす。一旦個人で契約したものを解約して、かなりの件数になっています。

9番　（窪山委員）どっちか一つにできないのですか。

農業振興課　（森田）今回は、●●●●さんと●●●●●●●●に集約したもので、●●●●●●●●に変更するために、一旦●●さんの名前で解約するものです。

1番　（徳田委員）番号16、17番は会社名で解約されていますがどうですか。

農業振興課 （森田）今は、利用権設定が相対による貸し借りですが、農地中間管理機構を通した貸し借りがあります。今回、●●さんの方は、相対の方ではなく、農地中間管理機構を通した貸し借りに変更したいとのことで、●●●●●●●●であった相対の分も、解約する。また、解約した後に、利用権設定を新たに中間管理機構を通して結びなおすということです。

議長 他に、意見や質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

12ページをお開きください。報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

（渡辺）議案朗読をもって説明

議長 事務局の説明は終わりました。報告番号1号について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議長 14番坂田委員。

14番 （坂田委員）届出人の住所・氏名、届け出物件、変更計画については記載のとおりです。理由については、水はけが悪く耕作が不便なため、地上げして営農効率を高めるものです。以前少しの面積の田んぼがありまして、田んぼの段差がありますので、そこをブロック塀で、地上げをするものです。盛土は99cmということですが、ぎりぎりのところまで地上げをされています。作付けは、牧草や自家野菜ということです。説明は以上です。ご審議方よろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

33番 （柳委員）ありません。

議長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、以上で報告番号第2号を終わります。13ページをお開き下さい。

報告第3号「農地法第5条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

（渡辺）議案朗読をもって説明

続けて、報告内容の説明をさせて頂きます。願出人、申請土地、申請の内容及び許可年月日については、記載のとおりです。取り壊しの理由ですが、記載のとおり、当初計画時より経費が大幅に増加したことから、事業の採算がとれないと判断したため売買契約を解除し、現状回復するものです。経費が多く増加した詳細については、材料のほとんどが、海外からの輸入品であるため、為替円安により当初見積もっていた経費より大幅に上回ったということです。このようなことにより、許可取り消し願いの提出に至っております。説明は以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、質問や意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、以上で報告第3号を終わります。

14ページをお開きください。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画（利用権の設定）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 (森田) 拳手

議長 農業振興課。

農業振興課 (森田) 詳細について説明

14ページ下にありますが、今回の設定面積は、2,330,198.52m²となります。

15ページをお開き下さい。利用権設定の内訳となります。見ていただけますとわかりますが先ほどの関係であった朝倉地域の設定面積が多くなっています。次の16ページをお開き下さい。これが、利用権設定期間別の明細表です。設定面積の約半数が5年間、その次に10年間の設定が多くなっている状況となっています。説明は以上です。

議長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の拳手を求めます。

全委員 賛成の拳手

議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。

17ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局拳手

議長 事務局。

事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明

審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の4番末石委員、31番満生委員を指名いたします。

次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号2番についてあっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号2番について、担当地区委員の16番畠委員、27番日野委員を指名致します。

次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひ致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、担当地区委員15番永井委員、24番櫻木委員を指名致します。

次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひ致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、担当地区委員2番森部委員、34番平田委員を指名致します。審議番号1番から4番を一括とし質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番から4番について、賛成の方の拳手を求めます。

全委員 賛成の拳手

議長 賛成多数と認め、議案第2号は可決致しました。

18ページをお開き下さい。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求

- めます。
- 事務局挙手
- 議長 事務局。
- 事務局 (渡辺) 朗読をもって説明
- 20ページまで8件ございます。ご審議方よろしくお願いします。
- 議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。
- 17番手嶋委員。
- 17番挙手
- 議長 17番委員。
- 17番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由としまして、譲受人は規模拡大。譲渡人は、規模縮小ということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。
- 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
- 次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。
- 5番挙手
- 議長 5番武井委員。
- 5番 (武井委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由としまして、譲受人は相手方からの要望。譲渡人は相続したが耕作できないためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手
- 議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。
- 5番挙手
- 議長 5番武井委員。
- 5番 (武井委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は新規就農(自家栽培)。譲渡人は相続したが管理できないためです。新規就農ということで、6月7日に三役・事務局で新規就農面談をしました。譲受人と譲渡人は親戚関係になります。この農地は、譲受人の家のとなりの土地になります。現在は、渋柿が植わっています。作業を3年前くらいから譲受人が手伝っていたということです。譲渡人の父の方が前から譲受人の方に面倒を見てもらいたいと言っていましたが、いつの間にか譲渡人に名義が変わっていました。譲渡人も管理ができないので、譲受人に贈与となっております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いします。
- 議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
- (「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。

5番挙手

議長 5番武井委員。

5番 (武井委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由としまして譲受人は親からの贈与です。譲渡人は子への贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

21番 (内田委員) ありません。

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議長 6番小島委員。

6番 (小島委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としましては、譲受人は相手方の要望。譲渡人は規模縮小ということです。本人達に確認しましたところ、白鳥地区外にある農地であり少し遠いので、規模縮小したということでした。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

22番 (永露委員) ありません。

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について担当委員の説明を求めます。13番中嶋委員。

13番挙手

議長 13番中嶋委員。

13番 (中嶋委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としまして譲受人は新規就農(自家栽培)です。農地法第3条第2項は非該当です。譲渡人は相続したが農業をしていないためです。6月7日に、三役、事務局で新規就農面談をしました。譲受人の息子さんが隣接する宅地を数か月前に購入しています。譲受人の息子さんがリフォームをして、住所を移すそうです。面談は譲受人としました。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に、審議番号7番について担当委員の説明を求めます。4番末石委員。
4番挙手
議長 4番末石委員。
4番 (末石委員) 審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。この土地は遊休農地ということでちょっと荒れています。契約は売買です。権利移転の理由としまして、譲受人は相手方の要望で購入するということです。譲渡人は遠方に住んでおり管理ができないためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
議長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はありませんか。
31番 (満生委員) ありません。
議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。
次に、審議番号8番について担当委員の説明を求めます。4番末石委員。
4番挙手
議長 4番末石委員。
4番 (末石委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望です。譲渡人は労力不足ということです。すぐそばに譲受人のハウスがあり、一体的に耕作するということです。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしくお願ひ致します。
議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
31番 (満生委員) ありません。
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
議長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。
ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。
14時40分まで休憩します。

14時27分休憩

14時53分再開

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。21ページをお開きください。次に、議案第4号「農地転用計画変更申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
議長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明
続けて、議案の説明を致します。審議番号1番について説明します。変更前、変更後の申請人、申請土地の状況は記載のとおりです。転用目的は農業体験施設及びキャンプ場です。
変更の理由等についてです。申請人は令和4年9月に許可を得おりましたが、県の建築指

導により、当初コンテナハウスで予定していました宿泊棟3棟を止め、コンテナハウスよりやや規模の小さい宿泊棟2棟、ドームテント1棟に変更し、併せて農業体験施設の充実のため洗い場兼温室を増設するものです。説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

議長 22ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

23ページまで4件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議長 14番坂田委員。

14番 (坂田委員) 審議番号1番を説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。場所は、●●●●●の入り口から●●●●●●●にいく途中になります。契約は売買です。転用の目的は、共同住宅(1棟 10戸)です。転用の理由は、需要が見込まれるため共同住宅を整備するためです。参考事項としては、共同住宅1棟10戸、282.96m²。農地法の運用としましては、その他の農地に該当致します。農地区分は第2種農地です。汚水は合併浄化槽で、水路に流すということです。雨水は水路に流すということです。区会長の承諾を得ています。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

33番 (柳委員) ありません。

議長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議長 6番小島委員。

6番 (小島) 審議番号2番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は自己用住宅です。転用の理由は、現在借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。住宅を1棟建てるものです。地区の水利委員と区会長の承諾も得ています。生活排水は、浄化槽を設置し、雨水は溜池から前の水路に流すそうです。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

22番 (永露委員) ありません。

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について担当委員の説明を求めます。2番森部委員。

2番挙手

議長 2番森部委員。

2番 (森部委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。転用の目的は自己用住宅。転用の理由は、現在借家住まいのため自己用住宅を建築するものです。契約は贈与です。譲受人と譲渡人は親子関係です。農地法の運用について、その他の農地に該当します。下水については下水道に接続します。雨水については、道路に側溝がありますのでそれに接続します。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

34番 (平田委員) ありません。

議長 審議番号3番について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番挙手

議長 18番林委員。

18番 (林委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。転用の目的は肥料販売所及び露天資材置き場です。転用の理由は、国道沿いの人目つく場所であることから、肥料販売所及び肥料置場を整備するものです。参考事項として、駐車場1台、置いておく肥料量最大2000リットルです。農地法の運用については、杷木支所から300m以内の農地に該当します。第3種農地です。なお、この譲受人は、バイオ発電をしておりまして、廃棄物から有機肥料を作っています。その肥料を販売するということで、人目につくこの場所、広くはありませんが、ここで展示をして販売したいとのことです。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

20番 (井手委員) ありません。

議長 審議番号4番について質問や意見はありませんか。

6番挙手

議長 6番小島委員。

6番 (小島委員) 79坪ですが、車1台、2000リットルの肥料は置かれるんですか。

18番 (林委員) 肥料は、山積みするようです。肥料袋にいれて販売します。面積は24坪程度になります。

議長 肥料を袋に入れて野積みすることになるのですか。

18番 (林委員) そのとおりです。

議長 他に、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。

24ページをお開き下さい。次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手
議長 事務局。
事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号 1 番から 3 番については、推進機構からの買い入れとなります。また、審議番号 4 番から 7 番については、推進機構への売り渡しになります。以上 1 番から 7 番の案件については、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号 1 番から 7 番について質問や意見はございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号 1 番から 7 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第 6 号は承認とし、市長に通知いたします。

事務局の説明をお聞きください。次に、議案第 7 号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手
議長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。27 ページまで 3 件ございます。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。17 番手嶋委員。

17 番挙手
17 番 (手嶋委員) 審議番号 1 番を説明致します。申請人、申請土地は記載のとおりです。農地の現状としましては、かなり荒れているような感じです。宅地の端になっている状態です。農用地区域外農地となっております。第 1 種農地集落接続です。平成 11 年撮影の航空写真で宅地の一部になっていることを確認しています。以上です。ご審議方よろしくお願ひ致します。担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号 1 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号 1 番は承認と致します。次に、審議番号 2 番について、担当委員の説明を求めます。14 番坂田委員。

14 番挙手
14 番 (坂田委員) 審議番号 2 番を説明致します。申請人、申請土地は記載のとおりです。申請人は市外に出られており、空き家の状態になっております。農地の現状としましては、農用地区域外農地となっております。第 2 種農地です。平成 8 年撮影の航空写真で宅地の一部になっていることを確認しています。以上です。ご審議方よろしくお願ひ致します。担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

35 番 (高良委員) ありません。

議長 審議番号 2 番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号 2 番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号 2 番は承認と致します。

議長 審議番号 3 番は、私が担当委員になっておりますので、議長を林副会長と交代します。
副会長 議長を交代しました。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員

19番拳手

19番 (樋口委員) 審議番号3番を説明致します。申請人、申請土地は記載のとおりです。この農地は三奈木小学校向かい側にあるお寺の土地です。倉庫が建っております。申請人は市外に出られており、空き家の状態になっております。農地の現状としましては、平成11年撮影の航空写真で宅地の一部になっていることを確認しています。以上です。ご審議方よろしくお願い致します。

副会長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

23番 (篠原委員) ありません。

副会長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認と致します。議長を会長と交代します。

議長 議長を交代しました。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

(会議終了時刻 15：12)